解散公告（第一回）

当組合は、平成二十七年九月二十八日総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月十日

大分県玖珠郡九重町大字粟野一三八九番地の二

粟野本村生産森林組合

清算人　後藤　和幸

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年十一月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月十日

栃木県宇都宮市中一の沢町一番一四号

栃木県病院厚生年金基金

代表清算人　斎藤　鉄男

解散公告（第二回）

当組合は、大会の決議により平成二十七年十月三十一日解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月十日

神奈川県綾瀬市大上一丁目二八番三四号

全駐留軍労働組合神奈川地区本部厚木支部

清算人　佐藤　雅俊

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年七月三十一日開催の臨時社員総会の決議並びに福島県知事の認可により、平成二十七年十月十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月十日

福島県福島市泉字大仏二〇番地の一

医療法人清泉会

清算人　樋口　出

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年十月十三日、兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月十日

兵庫県朝来市和田山町東谷二一三番地一

朝来市和田山駅南土地区画整理組合

清算人代表　山中　正夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市岩鼻町六八番地六、最後の住所群馬県藤岡市中島五七二番地一

被相続人　亡　栗原　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十日

群馬県高崎市和田町一一番地三

相続財産管理人　弁護士　林　高弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県甘楽郡下仁田町大字青倉二一一番地五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　下山　満雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十日

群馬県高崎市江木町一三六六番地一　橋爪　健

健法律事務所

相続財産管理人　弁護士　橋爪　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区赤塚新町一丁目七四六番地、最後の住所埼玉県川越市かすみ野一丁目二一番地一一

被相続人　亡　勝沼　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十日

事務所埼玉県川越市中原町一丁目二番地二第二櫻進ビル四階C号室蔵のまち法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　秀朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市三ツ和二丁目八番地二〇、最後の住所埼玉県川口市三ツ和二丁目八番地の二〇

被相続人　亡　松下　哲夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―三―一九

新高砂ビル三階浦和法律事務所

相続財産管理人　柳沢　里美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区池上八丁目二三番、最後の住所東京都大田区多摩川一丁目一八番五―二〇四号

被相続人　亡　原　清文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十日

東京都豊島区西池袋五丁目一番六号第二矢島ビル五階宮本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮本　正行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西蒲区針ケ曽根一九九番地、最後の住所新潟市西蒲区羽黒一六三七番地

被相続人　亡　五十嵐孝治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十日

新潟市中央区西堀前通一番町七〇二番地西堀一番町ビル二〇一号山崎**隆**夫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県高山市赤保木町一〇五八番地、最後の住所岐阜県高山市一之宮町七八四七番地

被相続人　亡　平田　悦郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十日

岐阜県郡上市八幡町城南町二一八―一

相続財産管理人　弁護士　尾藤　望

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市東区神立町五四七番地、最後の住所静岡県浜松市東区神立町五八七番地の二

被相続人　亡　長谷川義一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十日

静岡県浜松市中区板屋町五〇七　清水ビル三〇二

相続財産管理人　弁護士　外山　弘宰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県磐田市赤池三六九番地二、最後の住所静岡県磐田市赤池三六九番地二

被相続人　亡　伊藤　**邦**夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十日

静岡県浜松市中区中央二丁目一二番五号

相続財産管理人　古橋　清二

第11期決算公告

平成27年12月10日

東京都港区虎ノ門三丁目8番21号

株式会社インボイスコンサルティング

代表取締役　成願　隆史

貸借対照表の要旨

（平成27年7月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	342,147
	固定資産	6,970,574
	資産合計	7,312,722
負債及び純資産の部	流動負債	71,594
	固定負債	7,276,322
	株主資本	△35,194
	資本金	10,000
	利益剰余金	△45,194
	その他利益剰余金	△45,194
	（うち当期純利益）	(60,704)
	負債・純資産合計	7,312,722